



十三日

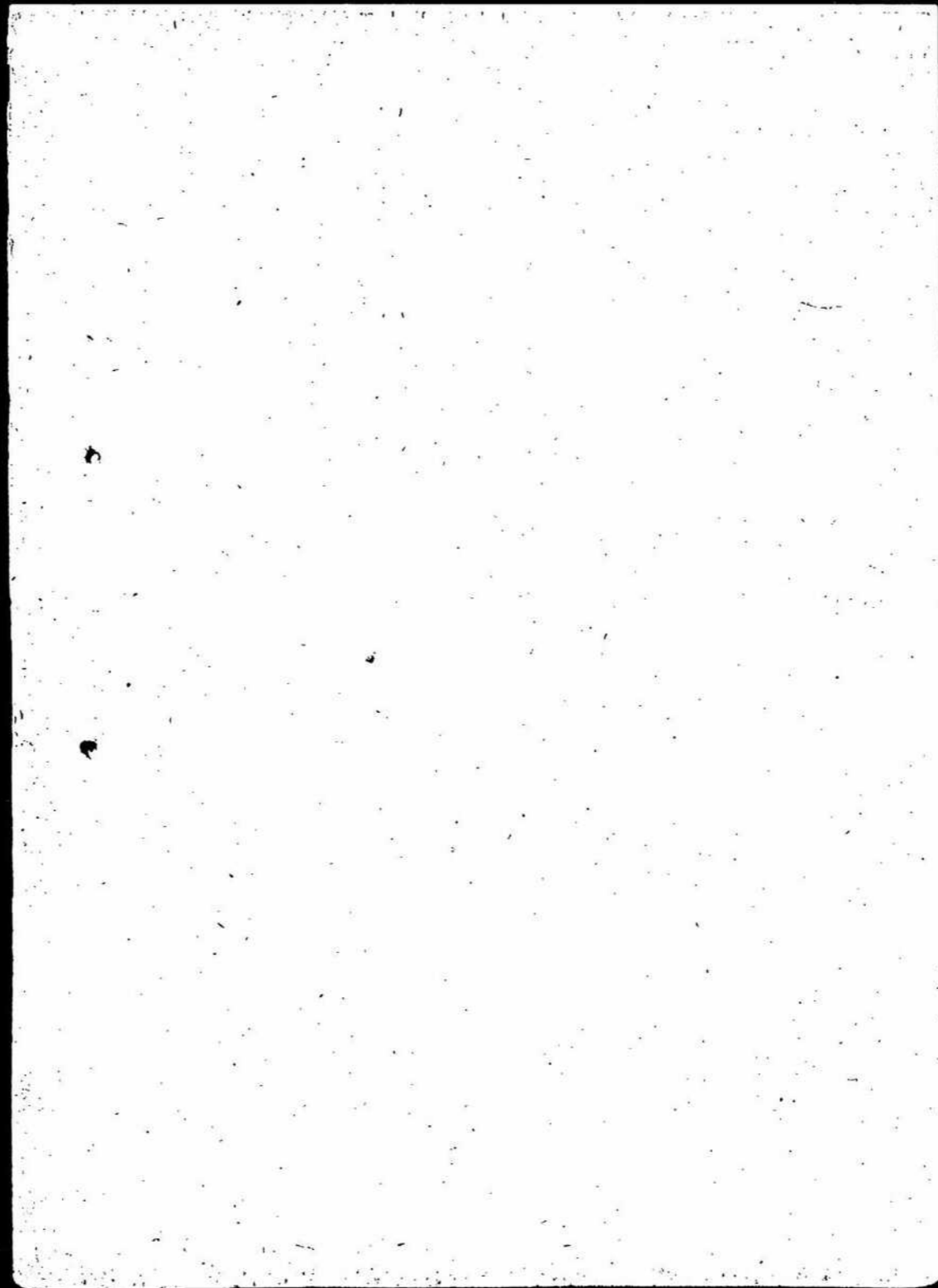
安田関係記録

内閣

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	14-13
	Ⓢ4907

4907

日本経済史料 B5(1)4行3号



財閥関係役員審査委員會議事録

一、昭和三十三年二月二十日、午後一時
一、於 外務省 會議室

○都村事務局長 只今から委員會を開催致します。

本日は安田財閥の關係につきまして説明を求めたいと思

います。それで安田保全社の方から、元秘書役の金原さん

調査役の大谷さん——大谷さんは元渉外部長をして居ら

れました。同じく調査役の上田さんには御足勞を願つたので

内閣

裏面白紙

ありません。

の上田委員長。 委員會と致しましては財團同族支配力

排除法第十四條によりまして安田財團と本社との關係に

つきまゝと人事構成を中心として知りたいと思つて御足勞を

願つたのがあります。 御承知の通り同法の三十一條によります

と申立のうちには虚偽の點があるり、又はかくし立てをすること

がありますと刑罰法の制裁がありますから、その點は申さ

内閣

裏面白紙

違もないことと思ひますが十分御注意を願ひます。尚ほ時
間がありませんので約三十分位御説明願つて、後は委員の
方々からの御質問に對し御答を願ひたいと思ひます。その
點もお念ひ願ひたいと思ひます。

の大岩氏。只今から安田財團に関する人事統制かどういふ
風に行はれて居たかといふことにつままして總論的に申上げま
して、次に終戦前の実情と終戦後の実情とに分けてまゝ

内

閣

日本郵政規格B5(十四行紙)

裏面白紙

具体的に御説明申上がりと思ひます。 財閥の人事統

制がどういふ風に行はれたかといふことは、理論的に申しますれ

ば非常に抽象的になりまして、見明確なるが如くと思

はれますが、これを實際的に、具体的に亘って行きます場

合には、いかく明確にして、簡潔に行はれたものでないといふ

ことが言えるのであります。 と申しますのは、御承知のように

財閥の発展は日本資本主義の発展の中における一つの発

内閣

裏面白紙

展形能心を辿つたものでありまして、事業の創設以来現
在に至りまゝの頃の、その資本の複雑なる動きと、又その資
本の複雑なる動きを流轉致して居ります本社と関係会
社との各関係は、大変失禮な話でありますか、皆様のお
考えになつて居られる程、簡單にして明確なるものでは
ないと考え居ります。と申しますのは、事業の創設當
時におきましては、その創設者か一切の権能——人率下に

内閣

裏面白紙

おける會社の統制を人的にも經濟的にも努めて見られ
るうでありますか、漸次これが膨張して参りますと到底安田一
族の個人之力を以てしては及が得ない、即ち一定の限界を超
えて参る譯であります、その間に本社組織を確立したり、或
はこれを制度的に發展させたり致しまして、安田財閥が初
代の善次郎が起しまして以來、漸次發展して参りますに
つれど色々な形をこの間に辿つて来たのであります。で一番私

内 閣

裏面白紙

の方で問題になつて参ります。この制度的に、所謂終戦特
前後を界に致しまして、制度的に体形づけられてあるかの如
く見えますけれども、その制度だけを見て安田の人事統
制をお考えになつて頂いたんでは非常に事実と異なることかあ
るかも知りませんと考へて居ります。と申しますのは財閥の人
事は官廳人事と申しては語弊があるかも知れませんが、非常
に明確な線の上に動いたものではなからぬのであります。その間

一内閣

裏面白紙

本社と関係會社との資本的な繋り又は安田一族とその
関係会社との繋り、或はその関係会社における資本、そ
の大きさ等色々データが寄り集った複雑な現象
を口にして居るのであります。これを一般的に、例えば私の方で
この財團の人事統制を司るにつままして、應制度的に明
確になつて居ります。人事規定は既に提おしてあります証
據書類の中にもありますのでお読み下されば非常に明かに

内
閣

裏面白紙

なおりますが、しかしこれがあるに致しませんが、それは規則的に行は
明確になつて居りますが、尙實際には、しかく明確に行はれた
ものではないといふことは事實であります。一般的に申しますれば、
ば、要するに抽象的に又は理論的に申しますれば、規則的
には、應確立して居るも、これを各社の具體的な事情に
照して考えますれば、非常に複雑であり、不明確であるといふ
ことが分るのであります。それで終戦前の実情につきま

内閣

裏面白紙

ては直接財閥人事に携つて居りました私の方の金原
から御説明申上げまして、終戦後の実情につきまして
當時渉外部長をしておりました私から御説明申上げ
ることに致します。

の金原氏。 只今大谷君から御説明申上げましたことにつきまして
してありますか、戦前におきまして、一番初めに、只今大谷
君から申上げました安田善次郎が金融を中心として

内閣

裏面白紙

まして事務を起しました當時、これは仕事の上におきま
 ても亦人事の構成の上におきましても独裁政治を布いて居
 りました。これは絶対的なものであります。所謂主人と番頭
 という封建的な考え方があったのであります。主人と所謂
 子飼の番頭というふうな立場から、一番初めに安田銀行を
 創設致しました。當座からさういふよ様な氣分、主従の
 数なりという形式におりてやえ居りましたのであります。であ

内 閣

裏面白紙

日本銀行設立記録(上巻)

りますからその力におきましても、頭におきましても全部の
方寸は善次郎にありまして、たゞ番頭以下はその手先
となつて働いて居るという風な状態でありましたから、その時
代の人事の行政はこれは独裁政治ということになつて来て居ると
思います。それから以降大正十一年位から結城豊太郎氏
が日銀から安田に入られまして専務理事をやつて居られま
したその當座におりて段々この制度が一色をな人事制

内閣

裏面白紙

度が確立致しまして、人事の行政におきましても、やう制度
 的なるものか段々省来上つて、そして統制方法も決められて来
 たようであつたのであります。その時代におきましても、矢張り
 人事は結城豊太郎氏の人事でありまして、全権を委さ
 れた結城氏が全部、人的におきましても実権を握つて居つた
 といふことに歸着するのではなからうと思はれます。結局制
 度はありましても、實際的におきましても、人事は矢張り結

内閣

裏面白紙

城豊太郎氏の方寸によつてみな動して居る、斯ういふ風に
考へられます。それから結城豊太郎氏が退りてから――

その前にも勿論一族の者は各奮身社の首脳部に在る前を連
ねて居りましたけれども、実際におきまして、ハッキリ申上げま
すと、それだけの力かその人によりや否やという問題で、たゞ

一族たるが故に、昔の封建的考えによつて、たゞ権力があつた
と云ふことで、それによつて人事の方もその権力の中に、人事行

内閣

裏面白紙

政が行はれて居るといふことになり居つたと思ひます。それ

からその後におりて係全社の方に理事會が成立致しまして

安田家の同族と、今度ば所謂番頭から上りました者がその

中に段々入つて行く。其処に様式が少し變つて来た。今度の

言並で申すと所謂番頭の方がその行政上に及ぼして来た

居る。さういふ風になつて来たのであります。

それで段々と番頭の数が理事會の方に目下になりますと、番

内閣

裏面白紙

頭政治が確立致しまして、結局安富の——所謂私達か
申して居ります。総長というものと各関係行社との間が今
迄の善次郎翁のような風にはなくなつて、そこに番頭政治
が勢力を握つて来て居る。そして人事も實際におきましては
直中議制度というものがありまして人の配置は各理事の方
寸によってやられて来て居るのであります。

理事と申すものは各會社の首脳部——社長が理事の

内閣

裏面白紙

職に就いて居ります関係上、実体的には保全社が人事の
統制をして居るといふ風には見えまされども、その理事
であり各会社の社長である者の方針によつて決められて居
る。安田保全社は形式的には決める——意思議制度で報
告なり内意がクセシと出来て居りますけれども、實際その
人を動かす力は各会社の社長がみなやつて居るといふ風
になつて居つたのであります。

内
閣

裏
面
白
紙

私は昭和十七年に主査というものに任命されましたが、
當時の重役はどうかという者であるかと申し上げますと、今迄の
番頭政治であつてはあらゆる各會社の連絡なりその他に
おいて甚だ面白くなり傾向があるといつので、現在の總
長が考えまゝして、これでは統制が取れん、人事の公平も出
来ないといつような考から致しまして、番頭政治をこの際
廢めるといふ決心を致しまして、之として所謂理事といふ者

内閣

裏面白紙

の実権をそこで無くしまして、諮問機関と致したのであり
 ます。その時は恰度森廣藏氏が退かれる時でございま
 して、森氏も是非という風にいなければいけません。考えか
 致しまして、總長も決心致しまして、そこで同族も其線々
 退き、各社長、理事も諮問機関とするという風に制度が
 決められました。各会社は總長直轄というのと、それと同
 時に各会社の社長には従来以上の権力を持たせまして、

内閣

裏面白紙

各会社の中に入って、そして会社の業務に専心當らせるといふ風になつたのであります。それは、その時の時代の趨勢——経営と資本の分離といふ方面から致しまして當然そうならざるを得ない時代になつて来たのであります。それと同時に所謂戦争のさなかでありましたのでなかく自分達の統制だけでは出来な。結局、また自ら属を考へてありましたけれども陸軍の方の立向も含めなければ

内閣

裏面白紙

ばならぬといふ時代でありまして、どうしても保身社だけで
 此を居るといふことはいから、そこで各社長に権限を
 今迄も居った権限を全部取ってしまうといふ意味で十
 七年に改革が出来上りました。その時に私秘書役となり
 ました。その秘書役の役目はどういふものであるかと申しま
 すと總裁の秘書でありまして、各會社、銀行、連絡機
 関と云ふ。人事の問題につきましても、業務の問題に

内閣

裏面白紙

つきましても、松か色々相談をお聴き致しまして、それを総長
に傳えろという機関であります、そういう風にとやま
のであります。それで事実におきまして、この官議制度が
ありますけれども、例えば社長を決めろということは、これは
係全社、所謂総長の意思もそこにあります、各関係
会社と常に連絡を採りまして、一番その会社にとって
人物を決めろという、相談をしながら社長を決めて来たので

内閣

日本国憲法第115条(内閣の権限)

裏面白紙

あります。その他の常務以下は、これは各社が役員
會において決められたところから、勿論事前に私共には報
知はありましたけれども、これは絶対各社の方に委ねたものと
いう風になつて居ります。而かも私自身も常務に誰
かをつたかというのを後で聴いたことも随分あります。私か
蘭知して居ります関係の向におきましても、社長は事前に
どういふ風に相談致しましたけれども、常務以下は全部各

内

閣下

裏面白紙

會社の方に委して居ったのであります。そういう風な人事の
建て方で今迄来て居りましたが、その後昭和廿五年に日本
紙業の方に参入という事で、社長として参つたのであります。そ
の時の経緯にも、実は日本紙業の社長が辞めなければなら
ない理由が起きましたので、そこでどうするかというような問
題で、日本紙業の方の意向も聴きまして、又大株主である
安田銀行と相談の結果、私が取締として入る、互選によ

内閣

裏面白紙

つて社長になつた次第でありまして、こちらから堂々に押付け
て社長になつたといふことは出来ず、又さういふ風には決め
られざりし、決めざりといふ風にやつて来たのであります。若し
説明が足りませんければ後で御質問でもありましたら……

○大谷氏。 それでは次に、終戦後におきましてどういふ風に財閥
本社の人権統制、制度というものを解体して行つたかといふ
経過を御説明申上ります。 只今金原氏から御説明申

内閣

裏面白紙

上がまた如く、制度的には「應」数回の段階を経まして、
 人事統制は強度にありて消長があつたのであります。終
 戦と轉機と致しましてこの制度というものは漸次変貌してあつ
 たのであります。と申しますのは、終戦後急遽轉回をしたのでは
 なくて、終戦前において、あの當時の混乱せる日本の状況、
 から考へて見ますれば、各社の人事統制を、當時の安田保全
 社の社長でありました安田氏が自己の意図において、しかく企
 図

内 閣

日本原簿以格 B5(14)15

裏面白紙

単に行はれるものではなかつたという事は、これは誰が考へ
 ても亦明確なものであると考へます。と申しますのは、兵令
 も御説明を申上げました通り、當時のあの戦争のさ中に
 置かれた財閥というものが如何に外部的な勢力の壓力下に
 動かされたかはなほなほ如何といふことは事實の證明せるところで
 あります。財閥存続制度といふものも漸次戦争の混乱と共に
 微弱化して参つたのであります。そして終戦になりまして、

内閣

裏面白紙

先づ第一に発せられました。ボルクハインの宣言はなるものを吾々が目見まし
た時に、経済の組織の民主化が謳はれてあるのを見て、それ
では財閥本社、財閥制度はどういう風に轉回するかと
ことを考えまして色々研究を進めて居ったのであります。恰
度終戦の年の九月二十三日にアメリカの総管理政策が発表
せられました。大企業体の解体を明確に謳って参りました
ので、それが具体的に何を指すかということも吾々が考えた時

内閣

裏面白紙

に明かに財閥制度の解体を指すのであるといふことを知りま
して、その趣旨に則りまして速早く制度的にも亦実体的
にもこれを解体せしめようといふ決意を致して参つたのであります。
そこでこの制度といふものは戦争の進展と共に漸次微力
化して居りましたけれども、終戦と共にこれを明確に、形式的にも
実体的にも解体せしめようといふ措置が必らずであるといふことを
考えました。提致しました。証書書類にも述べて居ります。

内閣

裏面白紙

か如く終戦時の十月の中旬におさまして、當時の保全社の
経営當業者は逸早く財團の解体を提議致しました。
これを形式的に又は法的に明確に致す為には、會社制度
でありますから理事會を開催するなり、或は定款を改正
するなり、或は従来定めて居りました関係行社との間
色々な規定を撤廃するといふような形式的な手續を
履んで参ったのであります。これは日を追うて手續を致して

内 閣

裏面白紙

参つたので、二十一年の十月十四日におきましてこの安田保全社の財団法人組織の解体を内外に発表致しまして、ここに對内的にも對外的にも解体の意思を明確に致したのであります。次いで十月十五日になやまして理事會を同催致しまして、解散の線に陥つて従来の関係行社の全部を解体するといふ決議を致しまして、この決議に基きまして、従来の安田保全社の明文に謳はれて居りました定款の

— 内

— 閣

裏面白紙

改正が形式上必要となつたので、十月の二十三日に、従来
の定款の改正を致しました。

連合軍司令部の意向が解体の意図を明瞭にして
居りましたことを察知致しまして、直ちに、実質的には、
終戦前の旧比乱の中に微力化して居ったのであります。か、
尚ほ法的手續を採らなければならぬといふ會社制
度の建前から目を置りて居りますか、ここに十月二十

内閣

裏面白紙

三月に只今ノ申上りました如く、従来本社ノ統轄監埋
に属する條項を削りまして、單に現有して居ります
ところノ資産、所謂有價証券と不動産ノ保金をやると
いふ點のみに本社機能を置く、次ぞ十月三十日に前項の定
款の改正を行つた結果、これを再び内外に明かに致しますと共に、
安田同族といふものは一切關係行社の役員ノ地位から退陣
するといふことを明かに致しまして、直ちに辞表を提出し退陣

内
閣

裏面白紙

日本経済新聞 B5(1) (1933)

したのではありません。

次に東洋銀行社の重役人事につきましても、安田保金社より
何らかの指図を受けたものは辞表を提出して役員たる地
位より退くといふことを明かに致しまして——退いた後におき
まして、東洋銀行社の人事は自由な立場においてこれを選任
せしめるといふことを明かに致しました。これは當時の新図に
も発表致しまして、本社の意図を明確にし、且東洋銀行

内閣

裏面白紙

社に對し、ましては各會社の役員を保全社に招集しま
 して、安田保全社の當事者よりこの趣旨を更に具體的
 に明確にしたのであります。従いまして安田保全社より
 推薦を受けた増井銀行社の役員は、形式的には通常總
 會を用ひなければならぬので、その開催を待つて逐次退
 任して参ります。昭和二十一年二月末日迄は全員退任
 するにとり致しました。その間——二十一年三月末日迄におき

内 閣

裏面白紙

ましても特に本社と連繋が深く且つ安田保全社の推薦
を受け入りました役員は速早く退陣したのであります。

次で昭和三十年十一月六日になりまして、御承知の如く

連合軍司令部より四大賦課に對しまして解体の指令を

受けました。しかるに既に人的統制における解体は最

早々の方では済んで居りまして、單に安田保全社が有

して居りますところの資産を如何に処分し、清算を如

内閣

裏面白紙

何に進めるかという点のみが残されて居ただけであります。従
いまも安田保金社は直ちに解散の決議を致す手筈が
ありませんけれども、その間司令部との色々な折衝と申し
ますか、これが法的に明確になりましたのは所謂持株会
社整理委員会が成立致しましてからで、昭和三年九月三
日を以て安田保金社の解散の決議が承認せられまして、之に
清算會社として現有資産の整理處分に専念すること

内閣

裏面白紙

なりました。従りまして整理委員会が出来ます迄は安田
保全社の単独解散は、受入体制の開始もありません。実
際は多少の日数がありましたけれども、安田保全社の解
体致しましたりは司令部の宣言において、日本経済の民主
化といふことが謳はれまして、宣言によりまして、逸早くその
意図を明察し、この制度筋にも、実質筋にも解体の
宣言を致し、而かもこれを実行したのであります。

内

閣

裏面白紙

その後におきましては専ら持株會社整理委員會との間に
 おける安田保全社株式の譲渡並に議決権の委任と
 手續は行はれて居りますけれども、これはその向司令部と
 持株會社整理委員會の成立の過程におきまして已むを得
 ず得ずいともござりまして、單に手續上の問題として後に
 残され、而かもそれが実行されたに過ぎないのであります。
 要するに安田財團の制度上の解体の意思は昭然と

内閣

裏面白紙

十年九月の連合軍司令部の日本管理政策に端を
発しまして、これが形式的、内部的の理事会制度を通
じまして解体の決議を明確に致しましたのは昭和二十年
の十月の中旬でございます。

要するに、戦前と戦後に分けて只今申上げましたように、
制度的に應^レ明確視せられたかの如く見えます。安田財團
における人事統制力は、関係行社と安田保全社との

内閣

裏面白紙

向の同族関係、資本関係、関係行社の事業、スケール
 関係行社の軍管理工場なりや否やと、いふ色をなす
 加寄集りまして、安田保全社の人事統轄力の勢力は
 絶えず変動して居りまして、これを明確に御説明申上げ
 ましては或は却して誤解を招く惧れがあるのではなかりかと
 考へるのであります。寧ろ各行社について、その都度御
 説明申上げまして、その行社に對し、まして安田保全社との

内、閣

裏面白紙

日本標準規格 B6 (148x105)

向に人事の統制が如何に行はれたかという点を御説明
申上げた方が——具体的に個々のケースをお探上げになる
方がよりよく分かるのではなかりかと思われます。

度々申上げましたように財團における人事統制の制度はその
形態又はその資本の活動が曖昧糺糊であるかの如く、その消
長によりまして財團本社における人事の統制も或は強力となり
或は微弱に行はれて、絶えず変動して常なるものではありません。

内
閣

裏
面
白
紙

たゞその向一應、稟議規定という形式上の手續は残つて居り、
 安田保全社の事務、當事者におきまして、或は関係行社から
 事前ト又は事後ト報告を徴するようなことは申されども
 しかし人事の決定といふことにおきましては度々申上げましたように
 しかく簡單に行はれたものでは無い、その時々における本社と関
 係行社との関係におきまして行はれたものであるといふことを即
 承知置きて願ひたいと思ひます。要するに制度といふものは

内閣

裏面白紙

何時もその制度を根拠づける実体的な力がハッキリ致して参ります場合に、それを後から後からと形式的に盛上げて行くのが制度でありまして、この保全社の所謂終戦を轉機と致しまして解体を進めて参りますその間におきましても、既に制度として死文に終つて居るものもあり、氣息奄々として生きて居るものもありました如く、既に決定づいた事柄を既に後から後から追かけてこれを制度的に救正して行つたといふ

内閣

裏面白紙

よくなことを過おさないであります。要すればこの問題を

お振り下るる場合に各社行社の具体的なケースについて御

質問を御伺いしまして、それと安田、保全社との間かど

ういふ風に行はれたかということを御説明申上げられた方が、より

よく明確に分かるのではないかと思われます。

要するに終戦後における解体に既に終戦時に或はそれ以

前発生し、而かも制度別に確立して居るに過ぎないもので

内閣

裏面白紙

ありまして、財閥本社の人事統制は官廳人事の如くしか
く明確に行はれたものでないことを御承知置き願ひ
ます。概論的ではありますが、母田財閥における人事統
制の实体と、その实体を如何に解体して参ったかということ
の説明に代えたいと思ひます。

の上回委員長、委員の方で御質問がありますならば、どうぞ
の杉委員長。保金社の理事は各會社の社長といふことになりま
すか、各會社の全部ですか。

内閣

裏面白紙

○大谷氏。四五社でござります。安田銀行の社長、安田生命の社長、安田火災の社長、帝國織維の社長でござります。それから十七年から十八年……

○杉委員。定めはありませんか。

○大谷氏。実力と言いますが、銀行會社の実力と、その人であります。

○杉委員。理事會には皆出席しますか

○大谷氏。毎週一度やりますが、それは大戦中だけやります。

内
閣

裏面白紙

日本銀行 BOC (1917)

の杉委員。係全社に集めてやて居たのですか

の大谷氏。左様でございます。

の杉委員。その後は……

の大谷氏。十七年から諮問機関に致しましたから……集めて
来て居りました中で常勤理事が三人居りました。これは總
長の従兄弟二人と武井大助氏が常勤理事という風に居
りました。その前は大体森廣藏氏が全部主宰して居りま
す。

の杉委員。理事にはよく、永年勤めた者から上げるといふか、位を
けるという意味で、そういう理事が可なりありますか、そういう方は

内 閣

裏面白紙

居りますか。

○大谷氏。協議役とか、相談役は立派にはありませんか。金座して居り
ました。

○杉本委員。理事にはいろいろな人はありませんか。

○大谷氏。ありません。

○脇村委員。保金社は何時出ましたか。

○大谷氏。四十五年であります。

○脇村委員。安田銀行はもっと立派からありませんか。

内
閣

裏面白紙

日本銀行史料館蔵

○大谷氏。十三年からであります。

○陽村委員。安田保全社と安田銀行とは本理一体ですか

○大谷氏。.....

○陽村委員。金京えは一番初めに河慶にお入りになったのですか

○金京氏。私は大正十三年に第一銀行に入りました。それから
共済生命に移りました.....

○陽村委員。保金社へはいつ行きましたか。

○金京氏。昭和七年であります。

内
閣

日本銀行史料 B5C(1)10(17)

裏面白紙

○大谷氏。保全社は明治四十五年に出発しましたが、これは早に
 安田善次郎、財産の保有機関であります。それを
 一つの法人組織に致しまして、其処で株を保有するとい
 うことでもあります。その時は黙問制度というものを考
 へて居りません。それがなくなりまして、結城氏が参りま
 した時に初めて——社長がなくなりまして——関係行社との
 連絡の制度が確立する必要があるといふので作つた
 のであります。

○脇村委員。結城さんは保全社へ入つたのですか

○金原氏。安田銀行です。

○脇村委員。保全社は何時入つたのですか。

内閣

裏面白紙

○金原氏。大正十一年になったと思ひます。

○脇村委員。それから保全社の組織を交えられたのですか。

○金原氏。それまでは保全社は十一軒の家で……。

○脇村委員。結城さんかお入りになつて保全社をさういう風に、
なる持株制度から統帥機関に変更したのですか。

○金原氏。安田善次郎氏なうは自分の採配で動かされたか、
結城氏では制度的に確立しなげれば、一應の連絡が採配
なりかし……つまり実体的には既にありますか、手続的
に明確なうしめたというに過ぎないのです。

内 閣

日本国憲法第55(1)項

裏面白紙

○服村委員。その時に詳しい手続はお来て居るのですか。

○金原氏。左様でございます。

○服村委員。先程の会議規定はその時にお来て居ったの
ですか。

○金原氏。左様でございます。

○服村委員。修正をなすうて居りますね。

○金原氏。絶えず修正を致して居ります。昭和五年に
大改正を致しました。それは結城氏の退陣して本村氏が
入られる時にやりました。

内閣

裏面白紙

○服村委員。その儘今日返やつて居ったんですか。

○金一守氏。はア。

○服村委員。その規定をこの會におし下さいませんか。

○大谷氏。既に提出致して居ります。明文を取極の処にあるのが専ら議規定を指して居るものであります。

○福田委員。安田の従業員——重役もですか——の人事の採用は独特な學校——校長所をお持ちになつて、なまぐさ子飼の人か、常連で行つたように出たと申しますか、それは稀ですか。

一 内 閣

裏面白紙

○金原氏。以前には練習生というのがなかったので。お水は安田
善次郎氏の趣旨としては、結構、学問なんか要らん、叩
き上げなけれはらん。それには自分の方で、中興子校をい
たものをもう一度練習生として入れて、実務を教えて、それ
から出してやるというのが趣旨でございまして……。

○福田委員。その中から禁煙して行った人が居りますか。

○金原氏。今日日本紙業に居ります、常任監査役をやつて
居ります、多田という人が練習生だと思います。

○福田委員。その練習所のようなものは現在ありませんので
せうね。

内 閣

裏面白紙

○金原氏。 シヤいません

○福田委員。 それは善次郎氏が居られた時のことですか

○金原氏。 左様でシヤります。

○藤村委員。 安田商業はその轉化したものではなりのですか。

○金原氏。 別個のもつてあります。 あれは田島氏が持つて来たのを引受けたのであります。公益事業として、財団法人としてやつたのであります。 （善次郎氏は當時のものでありまして、そんな長く續きません。大体三回か四回であります。）

内 閣

裏面白紙

○福田委員。故人の亡くばりに入りましたのは……。

○金一厚氏。大正十年の秋です。

○脇村委員。大塚子出の人が入って来たのは結城さんの頃からです
か。

○金原氏。一番最初に入りましたのは大正八年で、したか九年
かしたか……の。十年にはザレ入り、十一年から十二年に
かりて相當入りました。

○脇村委員。その時に、あなたの方でお採りになった附口係全
社で採用試験をしたのですか、

内 閣

裏面白紙

○金原氏。初は各社が個々にやて居ったのですが、面倒臭いから、緒にやろうではなからかといるので、保全社で通知を出しまして、採用する処から人がおまゝして、試験委員になりまして、試験の結果この人間は俺の方を持って行く、と言ったようなことで採用をしたのであります。

○脇村委員。それは何年頃から、そういう制度になつて居りましたか

○金原氏。結城までになつてからであります。

○脇村委員。保全社で一括採用するといふ……

○大谷氏。採用の時に各社から役員が参りまして、そこで

内閣

裏面白紙

採用試験があるものであります。銀行に適材だと思えば、銀行から来た役員が銀行の方へ採用する。保険に適材だと思えば、保険會社で採用するが、一度安田保全社で採用になつてから各社に行つたといふのはありません。

の陽村委員 安田保全社に入つた者もあつたんですか。

の金原氏。保全社に採用になつた者も居ります。中には安田の何処でもよりから採用して呉れという者もシツカリました。が、それでもより社へ行きたら、悪い社へ行きたらなれないといふ話で、保全社だとか銀行への希望が強く、安田生命とか日本紙業などは誰も行きてかないのです。何処でもよりにあつた斯ういふ空気があるからと云ふので、廻したのもシツカリ

内 閣

裏面白紙

ます。

○脇村委員。その制度は何時まで続いたのですか。

○金原氏。昭和十七年にはやらなかったと思ひます。

○脇村委員。安田保全社には安田系統の會社の人事の全体の記録はあるのですか

○金原氏。全体の記録と申しますと……。

○脇村委員。安田全体にどういふような職員があるかといふことですか。

内 閣

日本経済史料 B5 (14頁)

裏面白紙

○金原氏。それは合りません。

○脇村委員。どれ位の人からの移動の記録がありますか。

○上田氏。課支店長級……

○脇村委員。課支店長以上の記録は全部保全社にある
うすね。

○大谷氏。焼けたら……。課支店長の人事移動
は問題ありませんので……。

○脇村委員。記録は取ったのですね。

内
閣

国(防)省 B5 (100頁)

裏面白紙

○大谷委員。報告はあります。

○脇村委員。辞令はとうとう風に出しますか。

○大谷氏。各社の社長名儀で……。

○山田委員。各関係会社の人事の交流はとうなつて居りますか。

○金原氏。一番上の方の人事の交流は各社の西女望によりましてや居ります。だが先刻申し上げました常務以下の下者につきましては餘りきちろで干渉して居るものではないかと。各社の社長が初め相談して、その小を保全社に持て来る。これをよりよいふうという調

内 閣

裏面白紙

子でやめて居ります。

○ 脇村委員。 係全社で採用をすつたのは大岡子お以上ですか、
専門職お校以上ですか、

○ 金原氏。 専門阿嬬子校以上です。

○ 脇村委員。 中等阿嬬子校は各社別ですね。

○ 金原氏。 左様でございます。

○ 脇村委員。 各社に分れて入った記録は残って居りませんか。

○ 金原氏。 全然残って居りません。

内 閣

裏面白紙

○ 脇村委員。 すると採用の時だけ……

○ 金原氏。 各大学院に採用の通知を出します場合、たゞ健全社で一括してやるというので申込をやって居りました。

○ 脇村委員。 その時の初任給は決まって居りますか。 健全社でお決りになるのか。 或は各社と共同して大学院おは幾らという風に……

○ 金原氏。 元々理事會におきまして……の先刻申し上げました番頭政治——つまり結城さんの時代から決って居りました。

○ 脇村委員。 太田子おは幾らという風に……。 そうすると……

内 閣

裏面白紙

議規定を拜見しますと、どういふ迄まで、草案議規定も受けるという、その罪目した規定はありませんか。

○金原氏。別にありません。

○脇村委員。関係会社と保全社との間の、なんと言いますが通知ですね。それを出した時に、それは一應斯ういふ風にしてはなやかという……。

○金原氏。関係会社の草案議規定はなにもありません。

○脇村委員。斯ういふものを送りになって居った関係会社は終戦時に、或はその前後若干に何社ありましたか。

内閣

裏面白紙

日本経済新聞社(1945年)

○大谷氏。 三丁にありました

○上田氏。 今度の海指定の中で十二社あります。

○大谷氏。 それが文字通り行はれたかどうかといふことかボイ
ントになります。

○脇村委員。 係全社の機構というものは、どの位の大きさかあ、
たんでせうか。一番大きい時の陣容ですわ。

○大谷氏。 結城さんの時が一番大きかったです。調査部があ
りまして、調査に専念されましたので、可なり大きかったと
思われます。餘り百ののど……ある時期におきましては六、
七丁名位居ったのではなかりでせうか。

内 閣

裏面白紙

日本郵政省蔵書(1411行存)

○脇村委員。 その中一 大膽子おはどれ位居りましたか。

○大谷氏。 半数は居ないと思ひますね。

○脇村委員。 係全社の人は係全社で育つて居つたのですか、或は各社から引つゝ抜られたのですか。

○大谷氏。 係全社に居りました。

○金原氏。 私は昭和十六年三月から居りました。

○大谷氏。 私は銀行から引つゝ来て居つたのであります。

○脇村委員。 抜擢された譯ですわ。 係全社と関係会社

内 閣

裏面白紙

11-1111-1111-1111-1111

との間に絶えず人事の交流がありましてか。

○金原は、銀行その他、会社から保金社へ人間を呉れ

と言ってくるのであります。それないと言つて断はりますか、
是非吳小と言つて来た時は、これ居りました。しかレ、こちら
からこの人間をお立削の方にやるというふうなことはないのであ
ります。私も生命の外事課長をやつて居りました佐
島が死んだので、その後へ参つて外事課長として居りま
した。

○脇村委員 今日のお話から、結論を出すのは早いかも知れ

ませんが、形式—制度はあるが、その制度というものと
実体というものは可なりその時々との関係によつて喰ひ違
つて居る。だから一概に安田財團として、これ／＼の人はアホ

内 閣

裏面白紙

インテリだということは制度の上から決めては間違いが起る
だらう。具体的に個々の會社について——保全社と個
々の會社との具合によつて委員會としては判断するのが
一番よいという、斯ういふ風なのがあなたの方の御主張であら
形式的に決めてはいかんぞ、実体を見たと上でお決めなさい
ということですね。お二人の結論は……

の高垣委員。保全社で集合的に大膽な出を御採用になる時
に、その會社の範圍は……

の金原氏。大体安田銀行、安田生命、安田火災、帝國鐵
道、安田信託、安田貯蓄、東洋建物、そんなところ
の範囲です。

内閣

裏面白紙

○高垣委員。それ以外の會社——他の會社は各自自由に採用するの御すか。

○金原氏。自由に志願する者はありませんので、各社の試験官が来て、なとかして自分の方へ廻して呉れ、と言って来て居るんです。

○高垣委員。事実上保全社の方の共同的な採用試験に決めた者が推薦された者が行ったというのですね。

○金原氏。何処でもよりかるといふのが居りますので、その方へ向りますと、私は、あすは嫌ですと言つて断わるので……。

○脇村委員。大學を出て、安田陶作の會社に入る時の俸給

内閣

裏面白紙

は一定の額に定めて居りましたか。安田関係。役員の手給
につきましても、保全社で大体お決まりになつて居りましたか。

○金原氏。それは決つて居りません。大体餘り高くおし
ますと、少くおしあつた方が、余り社がシヤッとするので、
り格段の相違があると言つて居りましたか。大
体各社に委ねて居りましたから、……。

○上田氏。それは、經理統制がありまして、……。

○金原氏。その後におつては能力によつて選んで居ります。

○大谷氏。初任級は、大畑子出で七十円から七十五円位です。

内 閣

裏面白紙

○脇村委員。職員には平職員とか参事とか種々階級がございましてな。つまり官吏ですと奉仕官とか勅任官といふような……。

○大谷氏。書記、書記補というのがあります。それに主事、主事補というのがあります。ですか、それを使つて居る會社もあり、ない會社もあります。

○脇村委員。どの程度の會社に共通ですか。

○大谷氏。各社別に使つて居ります。主事補は二百円とかといふように決つて居ります。

○脇村委員。保全社にはありませんか。

内 閣

裏面白紙

日本国憲法第 85 条 (1) 第 3 号

○金原氏。係全社ゾロバートに引かれました。書記補、書記
副参事、参事というものが。

○脇村委員。他の會社にもありますか。

○金原氏。常務理事、役員には與えて居りますが……。

○上田氏。係全社の中の者と各社とは違つて居りました。

○脇村委員。参事をいし副参事は大抵居るのですか、その範
圍……。

○金原氏。関係会社の常務級以上ですね。初めは参事
は四、五名しか居なかつたのであります。十七、八年頃には参事

内閣

裏面白紙

副参事を道やしたのではありません。前には八社會といふもの
がありまして、所謂社交團體でござりまするが、これに入るのが安
田の社員として一番名譽でありました。これには副参事
以上でないと入れない。官中席次が互いなるもろであります。

○ 脇村委員。この八社會は、参事、副参事になりますと、俸
給とか賞與は……。

○ 金原氏。それは各社でお済みであります。

○ 脇村委員。期末にしておしますか。

○ 上田氏。何もありません。

内
閣

裏
面
白
紙

○金原氏。銀行でも、主事、主事補にもなっても出しません。

○脇村委員。参事、副参事というのは保金社から出方のひせ
うね。

○山田委員。その記録はありませんか。

○金原氏。焼けたと思えます。

○山田委員。これ位會合をやりませんか。

○金原氏。これ位やりませんか……。

○山田委員。保金社の理事会には、理事を兼ねて居る行社

内
閣

日本銀行長官書B5(14行設)

裏面白紙

の社長が出られるのですか。

○金原氏。ハア。理事会にはそれ以外の者は出られません。

○山田委員。その次のハ社会ですか。

○金原氏。ハ社会というのは倶楽部であります。中田の上
リ方になつたのだという……。社交機関と云つた譯が、

○山田委員。理事会以外に、関係行社の連絡の會合はありま
せんか。

○金原氏。ありませんね。

内
閣

裏面白紙

○大谷氏。銀行なら銀行関係以外の會合はありますが、本社としてはなにもありません。

○山田委員。年頭の挨拶などは。

○上田氏。当来石時かハ社であつたのでハ社會と言つて居ります。

○金原氏。安田銀行、安田生命、東京火災、帝國海上、安田貯蓄、第三銀行、明治商業……。

○湯村委員。終戦時まで續いて居りましたか。

○大谷氏。有名無実であります。そういう會合をやることは出来ませんし……。

内閣

裏面白紙

○ 脇村委員。先任お話し、関信會社の、直議規定を受
けた二十の會社は、大体八社會社のメンバーになつて居つた
のですか。

○ 金原氏。常務級は八社會社のメンバーになつて居ります。

○ 山田委員。名簿はありませんか。

○ 金原氏。初代の總長が創設いたしました。その小に加えよの
は番頭か上つたのか、……。

○ 山田委員。紋付でも賜つたのですか。

○ 金原氏。明治時代——古い時代にはあつたでせうね。

内 閣

裏面白紙

○山田委員。その規約はありませんか。

○金原氏。所謂、普通にある社交団体の規約と同じよ
うに記憶して居ります。

○山田委員。規定というものは、保全社にはありませんか。

○金原氏。古くから、分らなれども知小しませんね。

○福田委員。總論的なことを承ったが、人事の任命が正
確に行はれて居ないという言葉を言はれたが、今迄は色
々、斯ういふ規則はあるが、實際はそうはなつて居ないの
だといふことを——今日お仰有る意味のよふなことを、
なにか表のよふなものでもお示しになつて、現に斯ういふ前

内 閣

裏面白紙

例—事実があるのだという例がありますか。

○金原氏。 実例として、御質問の趣旨に合うかどうか分り

ませぬか。

○福田委員。 委員も聴^かけて居るのですから、実際にあるのだよ

う、現に何時ごろ斯ういふこともあったとか、或は何処そこの認可があるとか、或は裁判所で陳述したとかという、なにかあったら証拠をおおしたなつたら参考になると思ひますか。

○金原氏。 私の場合をす申し上げたいと思ひます。

○福田委員。 あるか、なりか、ごよろしくおっしゃいます。

内 閣

裏面白紙

の金原氏。私の場合は、社長が退かなければならぬとい
 うことで、そして、それでは誰か社長にしなければならぬとい
 外部から持つて来なければならぬといふことかといふことで
 日本紙業の方でも、なんとかして社長を決めて貰いたいとい
 う話か言われて、それは斯ういふのらどうだろうか、あ
 けいこのはどうかという話か言われて、結局、銀行か
 大株主でござりますから、銀行の方で、私に行きよとと保金
 社に申出があった。保金社から日本紙業の方に、金原は
 どうだという。日本紙業の方で役員會でよろしいと
 いうことで、私を總會日と決めて、私を取締役に致しま
 して、そして取締役互選で會長にするという風になって
 居りました。こちらから——保金社の方から直接に、これ
 何かをやるという風には、實際にはやらずに居りましたので
 安田生命の社長の田中氏などの場合においても、社長が

内 閣

裏面白紙

日本紙業史 15 (1913)

亡くなつたので、以前に居りました社長を推薦したり、結構だ
というので、先方で受けて社長にしたことがあります。社長でも、
大体先方が——諒解の下に、先方が推薦して来た社長
もあります。さういう風に大体やって居りました。

○山田委員。役員、董事事項も、進退にもありますか。

○金原氏。董事事項はハッキリしないかあります。実際
はおきてまは、たゞ総長の印をせよという、保全社の内部
董事議でありまして、形式的に向うから出して来ますものを、
印をせよのための董事議です。

○陽村委員。総長は山田善次郎氏ですか。

内 閣

裏面白紙

○大谷氏。 二代目安田善次郎、三代目安田一

○脇村委員。 日勤して居りましたが、何時間位おて居つたのか、

すか。

○大谷氏。 二代目は全然出ません。

○脇村委員。 その時は、結城さんとの関係がむづかしかつたのですか。

○大谷氏。 本人と結城さんとの関係はありません。 文昭もさや

つて居りましたので、會社へ出ませんでした。

○上田委員長。 十一年一月以降は喪つて居りませんね。

内閣

裏面白紙

○脇村委員。結城さんの時は、結城さんがすべて見て居ったんで
すね。

○金原氏。ハア。結城さんが決めて居る人です。

○脇村委員。今の總長は自分で……。

○金原氏。森さんが居られましたので……。

○脇村委員。その当時でも自勤して居りましたか。

○金原氏。森さんが近か小室時には下立上達か
いかないもの
ですか……。

内閣

裏面白紙

日本国政府文書館蔵 B9-114177

の上田委員長。この辺で、御苦勞おじり。

午後二時十分開會

内閣

日本銀行月報 第 5 号 (1917年)

